

やすらぎの郷ケアハウス利用料金表(平成27年4月1日)

利用料 (月額)					
対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	計
1	150万円以下	10,000	46,090	13,800	69,890
2	150万1円 ~ 160万円	13,000	46,090	13,800	72,890
3	160万1円 ~ 170万円	16,000	46,090	13,800	75,890
4	170万1円 ~ 180万円	19,000	46,090	13,800	78,890
5	180万1円 ~ 190万円	22,000	46,090	13,800	81,890
6	190万1円 ~ 200万円	25,000	46,090	13,800	84,890
7	200万1円 ~ 210万円	30,000	46,090	13,800	89,890
8	210万1円 ~ 220万円	35,000	46,090	13,800	94,890
9	220万1円 ~ 230万円	40,000	46,090	13,800	99,890
10	230万1円 ~ 240万円	45,000	46,090	13,800	104,890
11	240万1円 ~ 250万円	50,000	46,090	13,800	109,890
12	250万1円 ~ 260万円	57,000	46,090	13,800	116,890
13	260万1円 ~ 270万円	64,000	46,090	13,800	123,890
14	270万1円 ~ 280万円	71,000	46,090	13,800	130,890
15	280万1円 ~ 290万円	78,000	46,090	13,800	137,890
16	290万1円 ~ 300万円	84,500	46,090	13,800	144,390
17	300万1円 ~ 310万円	84,500	46,090	13,800	144,390
18	310万1円以上	84,500	46,090	13,800	144,390

上表に掲げる金額とは別に生活費の冬期加算(暖房費)として、月額2,120円を11月から翌年の3月まで徴収する。

注1: 上表における「対象収入」とは、前年(利用開始日が1月から3月までの間である場合は前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2: 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。なお、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの事務費徴収月額は、7,000円とする。